



大阪労農記者クラブ扱い

大阪労働局発表
平成23年6月30日

担
当

大阪労働局需給調整事業部

電話 06-4790-6319

1,022事業所に対して指導監督を実施し、 延べ641件の是正指導

— 平成22年度労働者派遣事業及び職業紹介事業に係る指導監督状況 —

大阪労働局（局長：西岸 正人）では、平成22年度における労働者派遣事業及び職業紹介事業に係る指導監督状況を取りまとめた。

◆ 概要 ◆

1,022事業所に対して指導監督を実施（表1）

平成22年度において、1,022事業所（前年度比6.3%増）に対して指導監督を実施。実施件数に占める文書指導率は62.7%。

- ・ 労働者派遣事業関係 715事業所（前年度比 7.8%）
（うち延べ文書指導実施件数 573 前年比 23.7%）
- ・ 請負、出向関係 134事業所（前年度比 ▲26.0%）
（うち延べ文書指導実施件数 41 前年比▲50.6%）
- ・ 職業紹介事業関係 173事業所（前年度比 47.8%）
（うち延べ文書指導実施件数 27 前年比 50.0%）

派遣元事業主3社に対して行政処分を実施

多重派遣を行った派遣元事業主2社及び適用除外業務に派遣を行った派遣元事業主1社に対して行政処分を実施。

是正指導のうち最も多いのが労働者派遣契約書の不備（図1）

是正指導の内容については、労働者派遣契約書の不備（未締結を含む）が最も多く、次の就業条件明示の不備を大きく上回っている。

＜労働者派遣事業及び職業紹介事業に係る指導監督実施状況（平成 22 年度）＞

表 1

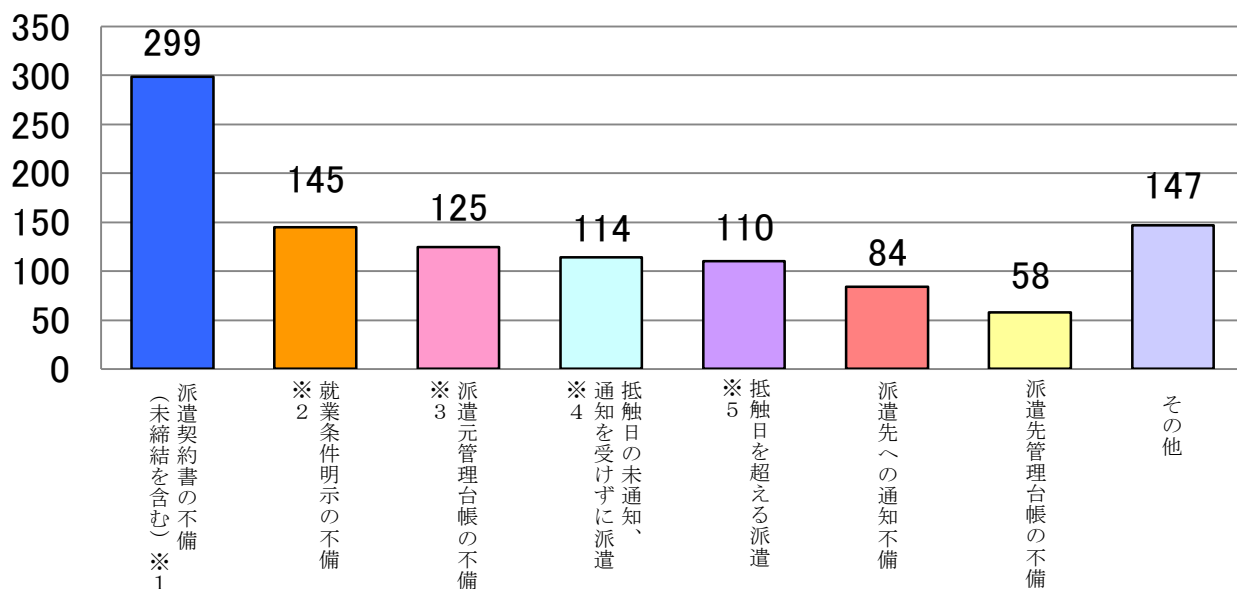
項 目	22 年度 事業所数	21 年度 事業所数	前年度比
個別指導実施事業所数	1,022	961	6.3%
派遣事業関係	715	663	7.8%
請負・出向関係	134	181	▲26.0%
職業紹介事業関係	173	117	47.8%
上記のうち是正指導を行った事業所数	641	564	13.6%
派遣事業関係	573	463	23.7%
請負・出向関係	41	83	▲50.6%
職業紹介事業関係	27	18	50.0%

注) 文書による是正指導を行ったものを「是正指導」として計上。

(1) 労働者派遣事業

- 715 事業所（前年度比 7.8%増）に指導監督を実施し、うち 573 事業所（前年度比 23.7%増）に対して是正指導。（表 1）
- 多重派遣を行った派遣元事業主 2 社及び適用除外業務に派遣を行った派遣元事業主 1 社に対して行政処分を実施。
- 是正指導の内容別内訳は図 1 のとおり。（違反内容重複計上）
「労働者派遣契約書の不備（未締結を含む）」が最も多くなっている。
また、労働者派遣契約に係る基本的な書類の不備だけで上位 3 つを占めている。（「参考：是正指導の事例 1」参照）このほか、昨年 2 月に策定された「専門 2 6 業務派遣適正化プラン」にもとづき、平成 22 年度も引き続き定期指導を行った結果、「抵触日を超える派遣」の指導が 110 件あった。（「参考：是正指導の事例 2」参照）

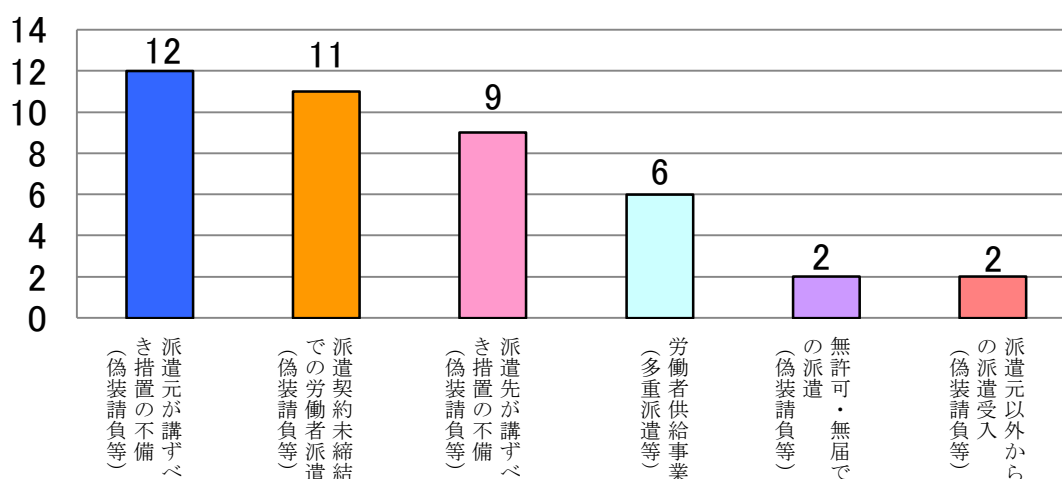
図1 派遣事業に係る是正指導の内容別内訳（重複計上）



※1	派遣契約書の不備（未締結を含む） （指導対象：派遣元、派遣先）	派遣元と派遣先が締結する労働者派遣契約において、法で定める事項（業務内容、苦情の処理体制、派遣人員等）を記載しなければならないが、事項のいずれかが記載されていない、又は記載内容が不十分であるなど。
※2	就業条件明示の不備 （指導対象：派遣元）	派遣元が労働者派遣をしようとするときに、あらかじめ、派遣労働者に対し、法で定める事項（業務内容、抵触日（※）、就業場所等）を明示しなければならないが、この明示がなされていない、又は明示する内容が不十分であるなど。 ※抵触日＝派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日
※3	派遣元管理台帳の不備 （指導対象：派遣元）	派遣元は、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、派遣労働者ごとに法で定められた事項を記載しなければならないが、事項のいずれかが記載されていない、又は記載内容が不十分であるなど。
※4	抵触日の未通知、 抵触日の通知を受けずに派遣 （指導対象： 抵触日の未通知に関しては派遣先、 抵触日の通知を受けずに派遣をした 場合は派遣元）	（抵触日の未通知） 派遣先は、労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、派遣元に対し、抵触日についての通知を行うこととされているが、派遣先がこの通知を行っていないなど。 （抵触日の通知を受けずに派遣） 派遣元は、派遣先から抵触日の通知がない場合には、労働者派遣契約を締結してはならないにもかかわらず、抵触日の通知を受けずに労働者派遣契約を締結し、派遣を行っているなど。
※5	抵触日を超える派遣 （指導対象：派遣元、派遣先）	派遣元が、抵触日以降継続して労働者派遣を行ってはならないにもかかわらず、抵触日以降も労働者派遣を行っているなど。 派遣先が、抵触日以降継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならないにもかかわらず、抵触日以降も労働者派遣の役務の提供を受けているなど。

- 請負・出向に係る 134 事業所に指導監督を実施し、41 事業所に対し是正指導。(表 1)
- 是正指導の内容別内訳は図 2 のとおり。(違反内容重複計上)
事案の多くは偽装請負となっている。

図 2 請負・出向に係る是正指導の内容別内訳 (重複計上)



(2) 職業紹介事業

173 事業所に指導監督を実施し、帳簿の備付けの不備等により 27 事業所に対して是正指導。(表 1、表 2)

表 2 職業紹介に係る是正指導の内容別内訳 (重複計上)

項目	件数	構成割合
帳簿の備付け不備	20	62.5%
労働条件等の明示不備	5	15.6%
その他	7	21.9%
合計	32	100.0%

(3) 再指導

指導監督を行った件数は表 1 のとおりであるが、確実に是正を図るため再指導を行う場合がある。その再指導の件数は以下のとおり。

労働者派遣事業関係	143件
請負・出向関係	39件
職業紹介事業関係	0件
合計	182件

参考：是正指導の事例

1 労働者派遣に係る基本的な書類の記載に不備が見られた事例

派遣元事業所に対して指導監督を実施したところ、派遣元責任者が異動又はすでに退職しているにもかかわらず変更の手続きが行われていなかった。

関係する他の書類を確認したところ、労働者派遣契約書はもとより就業条件の明示や派遣元管理台帳の派遣元責任者も以前のままであった。派遣元責任者に限らず規定された項目に変更があるときは、速やかに届出や関係する書類の訂正をすること、また、項目によっては派遣先にも影響がある旨指導を行った。

2 専門26業務派遣における法違反の事例

派遣先事業所に対して指導監督を実施したところ、派遣受入期間の制限を受けない政令第4条第5号業務（注1）として労働者派遣契約を締結していたが、業務内容の実態を確認したところ、事務的作業を主として行っており、その作業の一部に事務機器操作も含むというものであった。

政令第4条第5号業務に関係のない業務を行った場合、その就業時間数にかかわらず、政令第4条第5号業務ではなく、派遣可能期間の制限を受ける業務であると判断され、抵触日を超える派遣となることから、派遣労働者の雇用の安定を図ための措置を講ずることを前提に当該違法状態を是正するよう指導を行った。

注1 専門26業務とは、専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務又は雇用形態の特殊性により特別の雇用管理を行う必要がある業務で派遣受入期間に制限がなく、労働者派遣法施行令第4条で定める業務を指す。

政令第4条第5号業務（事務用機器操作）とは、「オフィス用のコンピューター等を用いて、ソフトウェア操作に関する専門的技術を活用して、入力・集計・グラフ化等の作業を一体として行うもの」と解される業務。

専門26業務について

- (1) ソフトウェア開発関係
- (2) 機械設計関係
- (3) 放送機器操作関係
- (4) 放送番組等の制作関係
- (5) 事務用機器操作関係
- (6) 通訳、翻訳、速記関係
- (7) 秘書関係
- (8) ファイリング関係
- (9) 調査関係
- (10) 財務関係
- (11) 貿易関係
- (12) デモンストレーション関係
- (13) 添乗関係
- (14) 建築物清掃関係
- (15) 建築設備運転等関係
- (16) 受付・案内、駐車場管理等関係
- (17) 研究開発関係
- (18) 事業の実施体制の企画、立案関係
- (19) 書籍等の制作・編集関係
- (20) 広告デザイン関係
- (21) インテリアコーディネーター関係
- (22) アナウンサー関係
- (23) O A インストラクション関係
- (24) テレマーケティングの営業関係
- (25) セールスエンジニアの営業、金融商品の営業関係
- (26) 放送番組等における大道具・小道具関係